

第1 監査の概要

1 監査の対象団体及び財政援助額

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）の令和元年度から令和4年度までの決算及び令和5年9月30日までの財政援助に係る出納その他の事務の執行、並びに斑鳩町住民生活部福祉課の財政援助に係る事務の執行について、監査を執行した。

財政援助（補助金）額等の年度推移

（単位：円）

	補助金額	精算後の確定額	戻入金額
令和元年度交付金額	40,000,000	39,826,173	173,827
令和2年度交付金額	40,000,000	37,832,779	2,167,221
令和3年度交付金額	36,500,000	32,047,619	4,452,381
令和4年度交付金額	33,765,000	29,294,797	4,470,203
令和5年度交付予定額	30,172,000	—	—

※斑鳩町から交付された補助金は年度末に精算され、余剰金があれば斑鳩町へ戻入されている。

2 監査の執行日

令和5年11月16日

3 監査した監査委員

佐伯知輝、嶋田善行の2名により監査を執行した。

4 執行した監査手続

社会福祉協議会に対する補助金に係る出納その他の事務について、同団体から提出された関係資料及び提示のあった帳票及びその他証憑書類に基づいて、帳簿突合、質疑応答等の通常の監査手続及び必要と認めたその他の監査手続を執行した。

また、住民生活部福祉課の補助金の支出にかかる事務について、同課から提示のあった関係書類等に基づき、質疑応答及び必要と認めたその他の監査手続を執行した。

なお、監査の執行日の前に、予備調査を執行した。

第2 監査の結果等

1 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、斑鳩町における社会福祉事業などの健全な発達や、社会福祉活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和48年10月に設立され、昭和49年3月に社会福祉法人化している。

以後、複雑多様な生活課題が増えてゆく中で、誰もが地域で安心して暮らし続けるために、地域住民や地域の様々な団体や機関がつながって町づくりを進め、「みんなで考え、みんなで目指す豊かなまちづくり」の基本目標の実現に向け、様々な事業を実施している。

自主事業の主なものは、法人運営事業では善意銀行の運営、地域福祉活動推進事業では小地域福祉活動の組織化支援と活動の促進、車椅子貸与事業、録音CD貸出し事業、人材バンクの運営、ふれあい交流事業（令和元年度から身体障がい者ふれあいの集い、令和2年度から心身障がい者（児）ふれあいの集い及び一日里親を実施）、ボランティアの育成と活動の促進、高齢者社会参加促進事業、高齢者等外出支援事業等、共同募金配分金事業では社協だよりの発行、いきいき体験教室、相談援助事業、歳末激励訪問、緊急情報キット（安心カプセル）配布事業等、ボランティア基金事業、令和4年度からは、まごころドライブ事業がある。

また、相談援助事業で生活困窮者支援として令和3年度から生理用品の配布を行っている。

次に、受託事業の主なものは、法人運営事業では、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業、リフト付乗用車移動支援事業、聴覚障がい者支援事業、生活支援コーディネーター配置事業、令和3年度からは包括的支援体制整備事業、令和4年度からは子どもの見守り強化事業、災害時避難支援体制整備事業がある。

また、共同事業として、車椅子昇降用リフト付マイクロバス管理運行事業がある。

令和5年9月30日現在の役員は、地域のボランティア団体、社会福祉事業者、行政等から選任の理事10名、監事2名から構成されている。会長は理事会から、町長が選任されている。他に評議員として15名が選任されている。理事会は年5～6回、評議員会は年3～4回開催されている。

事務局の職員は、常務理事1名（町職員が兼務）、事務局長1名、総務係2名、地域福祉係2名の計6名である。また、生き生き号の運行のため非常勤職員2名を雇用している。令和2年度から令和3年度において、職員2名の休職に伴い、

町職員（課長補佐級職員）1名が派遣されている。

また、令和5年度からは、斑鳩町役場と職員相互派遣協定を締結し、職員1名を相互に派遣している。

事務局の所在地は、斑鳩町小吉田1丁目12番35号斑鳩町総合福祉会館（生き生きプラザ斑鳩）内である。

なお、福祉活動を住民とともに進めることを目的に、平成17年度から会員制度を導入しており令和4年度末の会員数は、一般会員1,013口・賛助会員42口となっているが、会員数は年々減少傾向にあり、会員の加入促進が課題となっている。

2 監査の結果

社会福祉協議会に対する補助金にかかる出納その他の事務は、監査した範囲において、適正に執行されているものと認められた。

しかし、日常の会計処理や現金管理などは経理規程に基づいて処理されており特に問題は無いが、会計システムにおいて、内部取引消去が正確に反映されておらず決算等の計算書類の金額に不一致が生じていたことなど確認不足と思われるミスがあり、会計事務の強化が求められると考える。

なお、現在、社会福祉協議会の会計システムは改善されている。

また、当財政援助団体等監査以外にも社会福祉協議会監事による内部監査が四半期ごとに執行されているとともに、奈良県福祉部監査指導室による指導監査も数年ごと不定期（今回は令和4年2月1日）に執行されている。

3 住民生活部福祉課に対する監査の結果

住民生活部福祉課の補助金の支出にかかる事務は、適正に執行されているものと認められた。

4 社会福祉協議会の運営状況

監査の範囲は、社会福祉協議会の出納その他の事務の執行で財政的援助にかかるものに限られているが、社会福祉協議会への運営補助金は特定の目的に支出しているものではなく、人件費等の運営経費の不足分を補てんするための補助金となっていることから、監査の範囲は事務事業全般とした。

事業区分は社会福祉事業とし、事業区分には予算管理の単位として拠点区分が設定され、法人運営事業及び地域福祉事業が設定されている。また、拠点区分間

の繰入・繰出等も行われている。

資料 1 は、令和元年度から令和 4 年度の社会福祉協議会全体の資金収支の比較である。

はじめに、資料 1 作成において、決算等の計算書類に次のように金額の不一致があったことから是正資料を作成した。資料 1 の令和元年度当期末支払資金残高と令和 2 年度前期末支払資金残高及び令和 2 年度当期末支払資金残高と令和 3 年度前期末支払資金残高が一致しないことから調査の結果、内部取引消去が社会福祉協議会の会計システムに正確に反映できておらず、ボランティア基金積立資産支出が指定寄附払出支出にダブルカウント、また退職手当積立基金預け金支出が人件費支出にダブルカウントされていることから、金額を訂正し資料 1 を作成した。

なお、現在社会福祉協議会の会計システムの改善は完了している。

次に、資料 1 の I、収入についてであるが、1、事業活動による収入は年々減少している。会費収入は、会員数の減少に伴い、年々減少している。会員の確保が課題となっているが、会員数を増やすためには会員のメリット等も必要であると考ええる。

次に、経常経費補助金収入については、収入の大半を町補助金及び町受託金に依存しており、町補助金は、基本的には人件費相当額の補助とされていることから、社会福祉協議会の職員数の減少もあり年々減少傾向にある。町受託金は、令和 3 年度からは、包括的支援体制整備事業の新規受託などにより増加している。

社会福祉協議会の自主事業を充実させていくためには、自主財源の確保も必要であり、他の社会福祉協議会の状況等、新たな収入確保の方策を検討していく必要があると考ええる。

次に、3、その他の活動による収入であるが、令和元年度から地域福祉基金の取崩し、また令和 3 年度では、ボランティア基金の取崩しを行っている。これは、町補助金の減少（町補助金は基本的には人件費相当額となったこと）及び町福祉部門の事業であった「身体障がい者ふれあいの集い」を令和元年度から、また「心身障がい者（児）ふれあいの集い」及び「一日里親会」を令和 2 年度から社会福祉協議会の自主事業として実施することとなったことによるものである。福祉事業のため地域福祉基金やボランティア基金を活用することは寄附者の意向に沿い、また活用目的に合っていると考えるが、いずれ基金は枯渇することを考慮しておく必要があると考ええる。

なお、令和 2 年度、令和 3 年度はコロナ禍のためこれら 3 つの事業は中止し、

地域福祉基金へ令和2年度は5,000,000円、令和3年度は10,000,000円を積み立てている。

次に、退職手当積立基金預け金取崩収入は、令和3年度中に職員1名が退職したことによるものである。

次に、Ⅱ、支出についてであるが、1、人件費出は、職員数の減少に伴い減少している。なお、令和2年度及び令和3年度の事務局次長は、斑鳩町職員が出向している。また、令和5年度からは、斑鳩町職員1名を社会福祉協議会へ派遣し、社会福祉協議会職員1名を斑鳩町住民生活部福祉課へ派遣する人事交流（相互派遣）を実施している。

事業費支出は、令和2年度及び令和3年度はコロナ禍で減少しているが、令和4年度からは増加している。この主な要因は、前述のとおり斑鳩町福祉部門の3つの事業を社会福祉協議会の自主事業としたことによるものである。

次に、社会福祉協議会が実施している各事業についてであるが、善意銀行の運営は、善意の金銭や物品の寄附を受け、町内の福祉団体や施設、ボランティアグループ、社会福祉協議会が実施する様々な事業に可能な限り預託者の意向に沿う形で活用されるものであり、ボランティア基金への積立や福祉団体への払出が主な支出となっているが、一般預託について、寄附者の意向に沿った形となっているか考える必要がある。

高齢者外出支援事業及び買物支援事業は自主事業として実施されているが、生き生き号3台の運行に係る人件費、車の維持・更新経費には多額の費用を必要とすることから、利用状況の分析を行い、時代の要請に適切しているか、運行計画を見直す必要はないかなど、更に高齢者等が利用しやすい事業となるよう常にその事業効果を検証していく必要があると考える。

また、資料1の内訳として、資料2に社会福祉事業・法人運営事業、資料3に社会福祉事業・地域福祉事業についてまとめている。

資料2の社会福祉事業・法人運営事業の資金収支計算書年度推移においても、資料1と同じく、令和元年度当期末支払資金残高と令和2年度前期末支払資金残高及び令和2年度当期末支払資金残高と令和3年度前期末支払資金残高が一致しなかったことから調査の結果、人件費支出において、退職給付支出がダブルカウントされていたため、令和元年度及び令和2年度の人件費支出額を訂正し資料2を作成した。

資料3の令和4年度、Ⅰ収入の部、町補助金及びⅡ支出、人件費支出が減少しているのは、職員1名の退職によるものである。

資料4は、令和元年度から令和4年度の決算時点での貸借対照表である。

令和2年度、Ⅰ資産の部、1流動資産の事業未収金が他の年度に比べて減少している。事業未収金の内容は、主に地域福祉基金の取崩額及びそれを原資とした地域福祉活動推進事業への繰入金である。令和2年度については、コロナ禍で事業ができなかったこともあり、事業費が全体的に減少し地域福祉基金の取崩額も減少したため事業未収金が減少したものである。なお、令和3年度もコロナ禍ではあったが、正規職員1名の退職金を未収計上しているため増額となっている。令和4年度からは、コロナ禍の収束傾向に伴いふれあい交流事業などの再開により、事業費が増額するとともに地域福祉基金の取崩額も増額となった。

また、令和3年度、令和4年度のⅡ負債の部、1流動負債の事業未払金が増加しているのは、令和3年度については、正規職員1名の退職金、令和4年度については、事業費の増により地域福祉活動推進事業への繰入金が増額となったため、未払金も増額となったものである。

また、令和3年度及び令和4年度、Ⅱ負債の部、1流動負債の未返還金が増加しているのは、令和3年度については、コロナ禍における事業縮小に伴う時間外勤務手当の減少、休職者2名の給与及び期末・勤勉手当の減額、非常勤職員の採用数の減などの理由により、町補助金を返還することとなるとともに、事業縮小の影響により、リフト付マイクロバス管理運行事業、聴覚障がい者支援事業、包括的支援体制整備事業等により増額となった。令和4年度については、当初予算計上していた正規職員1名の退職及び生活支援コーディネーター配置事業などの未返還金が増額となったことによるものである。

Ⅲ純資産の部のボランティア基金及び地域福祉基金の減少は、前述のとおりふれあい交流事業を新たに実施したためである。

次に、資料5は、令和4年度上半期と令和5年度上半期の社会福祉協議会全体の資金収支の比較である。

Ⅰ収入、1事業活動による収入の共同募金配分金収入については、令和5年度から奈良県共同募金会からの配分金が社会福祉協議会ではなく、斑鳩町共同募金委員会に入金された後の社会福祉協議会への配分となり、令和5年度上半期には配分されなかったものである。

次に、資料6は、令和4年度上半期と令和5年度上半期の社会福祉協議会全体の貸借対照表である。

Ⅰ資産の部、1流動資産の現金預金が増加しているのは、主に地域福祉基金の取崩金の未収及び共同募金配分金の未収によるものである。

また、1 流動資産の事業未収金が増加しているのは、主に地域福祉基金の取崩金の未収及び地域福祉活動推進事業への繰入金の未収によるものである。

1 流動資産の未収補助金が減少しているのは、主に町補助金総額の減少によるものである。

II 負債の部、1 流動負債の事業未払金が増加しているのは、主に地域福祉活動推進事業への繰入金の未払いによるものである。

II 負債の部、2 固定負債の退職給付引当金が増加しているのは、令和4年度は年度末に引当金処理を行ったことによるものである。

第3 指摘事項、意見等

監査の概要及び監査の結果は以上のとおりで、令和元年度から令和4年度及び令和5年度上半期において、特に留意すべき事項は発生していない。また、内部管理面についても概ね適正に執行が行われているものと認められ、重大なリスクにつながる点は見当たらないが、監査で指摘した事項等について付しておきたい。

1 監査で指摘した事項

(1) 決算等の計算書類における金額の不一致について

令和元年度から令和3年度の決算等の計算書類の前期末支払資金残高と当期末支払資金残高が一致していなかったことについては、内部取引消去が会計システム上、正確に反映できていなかったためであり、会計システムの財務諸表チェックにおいても、問題なしとの判断であったため最終チェックで見落とすこととなったことによるものである。このことについては、奈良県福祉医療部監査指導室による令和3年度の法人指導監査で指摘を受け、社会福祉協議会理事会及び評議員会へ報告しているが、会計経理事務における職員の確認体制及び役員等への遅滞なき報告体制を構築する旨指摘したところ、現在、会計システムについては改善し、正しい金額が反映されるようになりチェック機能も整ったとのことであり、会計システムのチェックと併せ複数の職員による最終チェックも毎回必ず行い、理事会及び評議員会への報告も速やかに行う旨の回答を得た。

(2) 会計システムの賞与勘定について

会計システムの賞与勘定の科目の中に時間外勤務手当や通勤手当などすべ

での職員手当が入っており、手当勘定を別にした方がわかりやすい旨指摘したところ、新たな科目の追加ではなく、来年度から職員給与科目の中で賞与以外の諸手当を処理する旨の回答を得た。

(3) 地域福祉基金の規程の制定及び基金の在り方の見直しについて

地域福祉基金の運用等についてお尋ねしたところ、地域福祉基金の規程等は制定されていないとのことであった。地域福祉基金の設置目的、管理方法、運用及び積立金の取崩し等を明確にし、恣意的な運用とならないようにするため地域福祉基金の規程等を制定するとともに、基金の在り方についても見直しを行う旨指摘したところ、地域福祉基金の規程については、令和5年度中に制定するとともに、併せて今後の社会福祉協議会の運営にも関わることから地域福祉基金の在り方についても理事会総務部会を中心に検討を進める旨の回答を得た。

(4) 高齢者等外出支援事業及び買物支援事業の費用対効果の検証等について

地域福祉活動推進事業として平成25年4月から高齢者等外出支援事業、令和3年3月から買物支援事業を社会福祉協議会が所有する3台の生き生き号の車両を職員が運転することにより実施している。買物支援事業については、利用登録者数及び利用者数は増加しているが、高齢者等外出支援事業については、利用者数は減少傾向にある。これら外出支援事業について、利用者1人当たりにはどれだけの費用を要しているかなど、費用対効果を検証するとともに時代の要請に適応しているか、他の団体の状況はどうかなど、最善の方法で実施する旨指摘したところ、生き生き号をはじめとする外出支援事業について費用対効果の検証、他団体の状況調査等、常に事業の見直しを行い、時代に合った事業を展開していく旨の回答を得た。

また、買物支援事業の利用者の本人確認のために、登録証の発行を検討してはどうかとの意見に対し、新たな登録証の発行ではなく、斑鳩町が発行する高齢者優待利用券を活用し、本人確認を行う旨の回答を得た。

2 報告書に添える意見

社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会は、斑鳩町における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に設立され、様々な事業を実施している

が、今まで以上に社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うためには、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが重要であり、そのためには、町補助金以外の自主財源の確保等、自主的に経営基盤を強化することが必要であると考えます。

今後も、斑鳩町社会福祉協議会におかれては、行政、住民及び福祉関係者等とともに地域の福祉課題、生活課題の予防及び解決に取り組み、真に支援を必要とする人に福祉サービスを積極的に提供することができる福祉のまちづくりのために取り組んでいただきますようお願いいたします。